

多賀城市特定保健指導委託業務（個別特定健康診査分）に係る 公募型プロポーザル（令和 7 年 3 月実施）実施要領

多賀城市特定保健指導業務を委託することに関し、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

1 業務の概要

- (1) 令和 7 年度及び令和 8 年度多賀城市特定保健指導業務（個別特定健康診査分）
- (2) 業務の目的・内容
別紙「委託業務仕様書（個別特定健康診査分）」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日の翌日から令和 9 年 5 月 31 日まで
- (4) 契約方法
「動機付け支援」「積極的支援」等の項目での単価契約
- (5) 単価上限額

【表 1】特定保健指導料単価

対象者	階層別	単価上限額 (消費税及び地方消費税を除く。)
個別特定健康診査分	動機付け支援	1 人当たり 19,040 円
	積極的支援	1 人当たり 31,540 円

- (6) スケジュール想定及び実施状況（参考）

【表 2】スケジュール想定（各年）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
特定健康 診査				集団健診 の実施	健診結果 の発送		個別健診の実施								
特定 保健 指導	集団			健診時初 回面接の 分割実施	申込案内	← 利用勧奨・特定保健指導 →									
	個別									申込案内	← 利用勧奨・特定保健指導 →				
	ICT				申込案内	← 特定保健指導（集団分） →				申込案内	← 特定保健指導（個別分） →				

【表 3】多賀城市特定健康診査・特定保健指導実施状況

			R3	R4	R5	R6
国保対象者数			8,568	8,298	8,104	7,781
特定健康診査受診者数			3,923	3,925	3,691	3,899
内 訳	集団		3,490	3,496	3,283	3,470
	個別		433	429	408	429
特定保健指導対象者数			647	591	499	543
内 訳	集団	動機付け支援	431	374	333	355
		積極の支援	150	136	100	156
	個別	動機付け支援	49	53	32	46
		積極の支援	17	28	34	32
特定保健指導終了者数			151	135	143	(※)
内 訳	集団	動機付け支援	108	94	109	
		積極の支援	37	22	23	
	個別	動機付け支援	9	14	8	
		積極の支援	3	9	3	

(※)令和6年度分の特定保健指導終了者数については、業務が未完了のため未算出

2 参加資格

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 過去5年以内において、保険者（国保以外も含む。）が発注した特定保健指導業務の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表の措置要件のいずれかに該当する者ではないこと。
- (6) 業務提案書等提出の申請日において、国税及び地方税を滞納していないこと。

3 選定スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和7年3月3日（月） |
| (2) 質問書の回答日 | 令和7年3月6日（木） |
| (3) 参加表明書・業務提案書等提出期限 | 令和7年3月13日（木） |
| (4) 書類審査及び提案プレゼンテーションの実施 | 令和7年3月24日（月） |
| (5) 審査結果の通知 | 令和7年3月27日（木） |

4 質問の提出及び回答について

(1) 提出方法

質問については、「質問書（様式1）」に必要事項を記入し、Eメールにて提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月3日（月） 午後5時必着

(3) 提出先

多賀城市保健福祉部健康長寿課保健予防係

E-mail : kenko@city.tagajo.miyagi.jp

(4) 質問書に対する回答

令和7年3月6日（木）までに市ホームページ上で回答する。

5 参加表明

本プロポーザルへの参加希望者は、「参加表明書（様式2）」を提出すること。

(1) 提出方法

郵送又は窓口直接提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月13日（木） 午後5時必着

(3) 提出先

多賀城市保健福祉部健康長寿課保健予防係

(4) 参加表明に当たっての留意事項

ア 「特定保健指導業務（集団特定健康診査分）」及び「特定保健指導業務（ICT機器活用型）」についても同時に公募を行っているが、これらと同時に公募に参加することが可能である。

イ 同時に複数の公募に参加したものの、申込全ての優先交渉権者とならず一部の優先交渉権者になった場合でも、優先交渉権者となった業務を協議の上契約を締結することとする。

6 参加資格の喪失要件

次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

(1) 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

(2) 本手続の期間中に、「2 参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。

7 業務提案書等の提出について

参加表明者は、「10 その他留意事項」及び別紙「委託業務仕様書（個別特定健康診査分）」に基づき次の業務提案書等を作成し、提出すること。作成・提出に当たっては、

次の事項に留意すること。

なお、原則として「1 業務の概要(5)」の 単価上限額に記載する金額の範囲内で実施可能な内容について提案を行うこと。提案内容については、別紙「委託業務仕様書（個別特定健康診査分）」の実施に係る標準経費内で実施可能なもの（仕様内容分）と追加経費が必要となるもの（企画提案分）を区分して提案を行い、業務提案書及び参考見積書において明記すること。追加経費が必要となるもの（企画提案分）の区分内容については、優先交渉権者となった後に市との協議により実施の有無を別途判断するものであること。加えて、参考見積書において別紙「委託業務仕様書（個別特定健康診査分）」の実施に係る標準経費内で実施可能なもの（仕様内容分）に区分されているものの、明らかに追加経費が必要となるもの（企画提案分）と判断できる場合には、当該経費についても、優先交渉権者となった後に市との協議により実施の有無を別途判断するものであること。

(1) 提出書類について

業務提案に当たり、次の書類を提出すること。

ア 業務提案書（様式3）

- (ア) 業務提案書はA4判横書き、両面印刷で作成し、目次を添付すること。
- (イ) 全体の構成図や表等で文字が小さく見にくくなる場合は、A3判でも可能とするが、A4判に収まるように折り込むこと。
- (ウ) 用紙の方向は縦横自由とするが、特に理由のない限りどちらかで統一すること。
- (エ) ページ数は、50ページを上限とし、ファイルに収めること。

イ 業務実績調書（様式4）

ウ 参考見積書（様式5）

エ 国税及び地方税を滞納していないことを証明する公的機関が発行する証明書等（納税証明書等）

(2) 業務提案書作成に係る留意事項

以下の点について記載すること。

ア 提案の基本的な考え方

本市の現状、本業務の目的及び提案のコンセプト及び全体像等について

イ 会社組織概要

- (ア) 会社概要
- (イ) 組織体系
- (ウ) 従業員数
- (エ) 従業員資格者数

ウ 実施体制

(ア) 事業所等の体制

本業務実施に係る事業所及び各種機器等（ハード面）の体制整備

(イ) 業務従事者及び教育体制

- ・保健師、管理栄養士等の本業務従事者（ソフト面）の体制整備
- ・本市からの助言、指示への対応方法、フロー及び本市担当者等との連携体制
- ・業務従事者の教育体制

エ 全体スケジュール

事業者決定後、業務開始から業務終了までの各年度分に係る全体スケジュールについて

オ 特定保健指導業務概要

(ア) 利用率向上

- ・申込者数向上のための工夫及び申込後のフロー
- ・利用勧奨に係る時期、フロー及び取り組みの工夫
- ・保健指導欠席者へのフォロー及び中途辞退者防止のための工夫

(イ) 指導用教材

- ・保健指導の際に使用する資料のサンプル
- ・改善率向上のための工夫
- ・継続参加率向上のための工夫

(ロ) 指導プログラム

- ・プログラム内容（初回面接、中間支援・評価、実績評価の実施方法を含む。）
- ・改善率向上のための工夫
- ・継続参加率向上のための工夫
- ・その他過去の実績を踏まえた工夫

(ハ) その他

- ・指導対象者に対する保健指導終了後の自己管理の継続に向けた指導の工夫
- ・個人情報の管理体制
- ・苦情や事故の対応体制

(ニ) 実施結果のデータ入力、報告、管理、分析及び評価

- ・実施結果を管理する方法（データ入力及び報告の手順、システム・アプリケーション等）
- ・実施結果における参加率・継続参加率・改善率等の分析・評価報告書のサンプル

カ 複数年契約に係るPDCAサイクル

前年度結果を踏まえての次年度計画を行うに当たってのPDCAサイクルに関する方針について

キ アピールポイント

その他、本市の保健業務に貢献する内容（別紙「委託業務仕様書（個別特定健康診査分）」の実施に係る標準経費内で実施可能なもの（仕様内容分）と追加経費が必要となるもの（企画提案分）を区分して提案すること。）

(3) 参考見積書作成に係る留意事項

ア 参考見積書（様式5）の様式を用いて記載すること。

イ 見積額は、消費税抜きの金額を記載すること。

ウ 見積額は、「1 業務の概要（5）」の単価上限額を超えないこと。

エ 内訳は、委託業務仕様書の「6 業務内容」を満たす内容と分かるように記載すること。

オ 別紙「委託業務仕様書（個別特定健康診査分）」の実施に係る標準経費内で実施可

能なもの（仕様内容分）と追加経費が必要となるもの（企画提案分）を区分して提案すること。

カ 積極的支援に限り成果報酬の設定も可とする。その際は、成果報酬分の金額や基準を分かるように記載すること。ただし、成果報酬を設定する場合でも、成果報酬分も含めた利用者1人当たりの総額が「1 業務の概要（5）」の単価上限額を超えないこと。

- (4) 「特定保健指導業務（集団特定健康診査分）」及び「特定保健指導業務（I C T機器活用型）」についても同時に公募参加する場合の留意事項

いずれの事業でも共通する内容については、公募別に(1)アの資料を分けることは不要とする。ただし、内容の区別がわかるように以下のとおり資料右上に記載すること。この場合でも、(1)アのページ数は50ページを上限とする。

- ・ 共通する内容： 共通
- ・ 特定保健指導業務（集団特定健康診査分）： 集団
- ・ 特定保健指導業務（個別特定健康診査分）： 個別
- ・ 特定保健指導業務（I C T機器活用型）： I C T

- (5) 提出方法

正本1部と副本6部をそれぞれ製本し、持参または郵送すること。ただし、「特定保健指導業務（集団特定健康診査分）」及び「特定保健指導業務（I C T機器活用型）」についても同時に公募参加する場合、提出物において重複するものがあるときは、市への事前協議の上で、提出部数を割愛することができる。

- (6) 提出期限

令和7年3月13日（木） 午後5時必着

- (7) 提出先

多賀城市保健福祉部健康長寿課保健予防係

8 審査方法について

- (1) 選定委員会

本市の職員等により構成される「事業者選定委員会」を組織し審査する。

- (2) 審査による評価の実施

ア 審査方法

事業者選定委員会において、業務提案者の提出書類の内容、プレゼンテーション（20分以内。事業者数により変動することがある。）及びこれらに係る本市からの質疑への応答内容により評価し、評価点数の合計点が最高点となった業務提案者を優先交渉権者として選定する。評価点数が同点の場合は、参考見積額の安価な事業者を上位とする。

なお、同時に公募している「特定保健指導業務（集団特定健康診査分）」及び「特定保健指導業務（I C T機器活用型）」に係る事業者選定委員会にも参加する場合には、一体的に総括しての審査を実施することとなる。この場合においては、プレゼンテーション時間を、2業務に参加する場合には25分以内、3業務に参加する場

合には30分以内に延長する(事業者数により当該分数は調整されることがある。)
詳細については、参加希望者へ別途通知する。

イ 結果通知

審査結果は、業務提案書等の提出のあったすべての事業者に通知する。

ウ その他

(ア) 見積書の単価金額が「1 業務の概要 (5)」の単価上限額を超えている場合は、審査対象から除外する。

(イ) 提案内容が仕様内容を満たしていない場合は、審査対象から除外する。

(ウ) 審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けないものとする。

(エ) 選定後に優先交渉権者として不適格であると判断された場合は、契約締結をしないものとする。この場合において、本市は損害賠償の責を負わないものとする。

9 契約締結について

審査の結果、本市が選定した優先交渉権者と業務提案書等に記載された項目について協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、多賀城市契約規則(平成8年多賀城市規則第16号)に基づき契約を締結するものとする。

また、契約締結後の実施設定等において大幅な項目の追加、変更、削除が発生した場合は、契約を変更することにより対応するものとする。

なお、本市の優先交渉権者の決定をもって業務提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

10 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された業務提案書等は返却しないものとする。

(3) 提出された業務提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

(4) 業務提案書等の提出後の修正又は変更については認めない。

(5) 本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないものとする。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 問い合わせ先

多賀城市保健福祉部健康長寿課保健予防係

〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

TEL: 022-368-1494 (係直通)、022-368-1141 (代表)

FAX: 022-368-7394

E-mail: kenko@city.tagajo.miyagi.jp